

雇用・労働者福祉への配慮
(160点)

施工能力
(440点)

項目名	評価内容・基準	配点
常時雇用者人数	雇用者1名につき2点を加点(上限30名)	+2 ~ +60
	若年者、女性職員、就職困難な者等のいずれかの雇用者1名につき5点を加点(上限4名)	+5 ~ +20
障害者雇用	法定雇用率対象事業所の場合は、法定雇用率を達成している場合に20点加点 非法定義務建設業者の場合は、障害者を1名以上雇用している場合に20点加点	+20
新規卒業者雇用 (建設業関連学科)	新規卒業者(卒業後、1年未満の雇用に限る)の雇用1名につき5点を加点(上限4名)	+5 ~ +20
次世代育成支援等	女性活躍推進法、次世代育成支援対策法に基づく事業主行動計画の策定、わかやま健康推進事業所に認定された場合5点加点	+5 ~ +10
完全週休二日制への取組	就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出た場合に加点	+30
工事成績	工事成績評定点65点を基準として加点・減点	-60 ~ +140
高得点工事成績(※)	工事成績評点が75点(80点)以上の場合に加点(1件30点)	+30 ~ +60
和歌山県優良工事表彰(※)	和歌山県優良工事表彰を受けた場合に加点	+30
技術者数	技術者数に応じ加点 1級・・・10点 2級、登録基幹技能者又はCCUSを用いた認定能力評価基準レベル4若しくは3・・・5点 その他・・・3点	+3 ~ +180
優秀施工者(※)	優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けた技術者を1名以上雇用している場合加点	+20
技術力の向上(CPDのユニット)	推奨ユニット取得者1名につき2点(上限5名)	+2 ~ +10

※「高得点工事成績」「和歌山県優良工事表彰」及び「優秀施工者」については、「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」別表1・1(過失による粗雑工事等)による入札参加資格停止措置を受けた者に対しては、停止措置を受けた日から2年間、加点を行わない。

【格付基準点数】

業種	ランク	令和6・7年度
土木一式工事	A	1,000~
	B	880~999
	C	750~879
	D	~749
建築一式工事	A	700~
	B	600~699
	C	~599
電気工事	A	660~
	B	520~659
	C	~519
管工事	A	690~
	B	580~689
	C	~579